

法令関係について

(一般貸切旅客自動車運送事業)

許可書の受領から運輸開始までの手続き

許可書の受領



運賃の届出

※運賃の届出は、許可申請と同時に行うことができる。

約款認可申請



※国土交通省告示標準運送約款を適用する場合は不要



登録免許税の納付

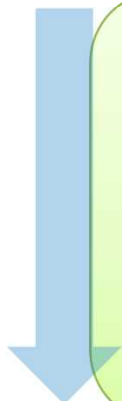


運行管理者・整備管理者の選任届

※管轄の運輸支局検査整備保安部門へ提出

安全管理規程設定届

安全統括管理者選任届



- ・ 申請車両登録のための事業用自動車等連絡書の交付手続・受領（管轄の運輸支局輸送部門）
- ・ 運賃・料金並びに運送約款の営業所への公示及びウェブサイトへの掲載
- ・ 任意保険の加入（対人：無制限 対物：200万円以上（免責額：30万円以下）
- ・ 労働保険、社会保険の手続き（雇用・労災・健康・厚生年金）
- ・ 初任運転者の指導教育等（運転者適性診断・健康診断の受診）
- ・ 労働基準監督署等への届出（就業規則・36協定）

運輸開始・運輸開始届の提出（事業開始後速やかに）

許可書の受領から運輸開始までの手続き

事業を開始する際に備え付けておく帳簿類等

営業所での公示	・ 運賃及び料金 ・ 運送約款
事業用自動車内の表示	・ 事業者の氏名、名称 ・ 自動車登録番号 ・ 禁煙の表示
運行管理者・整備管理者の選任及び届出	・ 管轄の運輸支局検査整備保安部門へ届出 ・ 運行管理規程、整備管理規程の制定（備え付け）
安全統括管理者の選任及び届出 安全管理規程の設定及び届出	・ 管轄の運輸支局輸送部門へ届出 ・ 安全管理規程の制定（備え付け）
運転者の選任	・ 乗務員（運転者）等台帳の備え付け
帳簿類の備え付け	◆運行管理関係 （乗務員服務規律/点呼記録簿/運行指示書/運行記録計/乗務員の教育記録/事故記録（報告）/運転者適性診断（受診状況）/健康診断（受診状況、定期検診）） ◆車両関係 （定期点検整備記録簿/日常点検記録/車両管理台帳/自動車検査証記録事項） ◆経理関係帳簿類 （総勘定元帳/固定資産台帳/金銭出納帳/伝票等（商法の規定による）） ◆営業関係帳簿類 （運転日報（業務記録）/車両保険台帳（任意保険加入状況）/領収証/運送申込書/運送引受書） ◆労務関係 （乗務員台帳/賃金台帳/就業規則等（36協定等）/出勤簿/社会保険等の加入状況（健康、厚生年金、雇用、労災）） ◆その他 （苦情処理簿/事業報告書、輸送実績報告書（事業開始後））
工具等の備え付け	・ 自動車点検基準を参照

運輸開始後の法的手続き事項

1.事業計画

事業計画の変更【道路運送法第15条】

一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第3項、第4項及び次条第1項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

○認可が必要なもの

- ・ 営業区域の拡大・縮小
- ・ 営業所の新設、廃止及び位置の変更
- ・ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- ・ 自動車車庫の収容能力の増加を伴う事業用自動車数の増加

○事前届出が必要なもの

- ・ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更（増車、減車とも）（7日前の届出）
（自動車車庫の収容能力の増加を伴うものを除く）

○事後届出が必要なもの

- ・ 主たる事務所の名称及び位置の変更
- ・ 営業所の名称及び位置の変更

運輸開始後の法的手続き事項

2. 運賃及び料金

運賃及び料金の設定・変更【道路運送法第9条の2】

一般貸切旅客自動車運送事業を営業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3. 運送約款

運送約款の変更【道路運送法第11条】

一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

国土交通大臣が一般旅客自動車運送事業の種別に応じて標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、当該事業を営業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

運輸開始後の法的手続き事項

4. 運行管理者

運行管理者の選任【道路運送法第23条】

一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。（乗用では、車両数5両未満の事業者を除く。）

前項の運行管理者の業務の範囲及び運行管理者の選任に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

一般旅客自動車運送事業者は、第一項の規定により運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

5. 整備管理者

整備管理者の選任【道路運送車両法第50条、52条】

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である

運輸開始後の法的手続き事項

6.自動車に関する表示等

自動車に関する表示【道路運送法第95条】

自動車（軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

○道路運送法施行規則第65条

- ・ 使用者の氏名、名称又は記号
- ・ 「貸切」
- ・ 「限定」（限定許可の場合）

事業用自動車車内の表示【旅客自動車運送事業運輸規則第42条】

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

運輸開始後の法的手続き事項

7.事業の譲渡及び譲受等

事業の譲渡及び譲受等【道路運送法第36条】

一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を經營しない法人が合併する場合において一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

事業の相続【道路運送法第37条】

一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）が被相続人の經營していた一般旅客自動車運送事業を引き続き經營しようとするときは、被相続人の死亡後60日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

8.事業の許可の更新

事業の許可の更新【道路運送法第8条】

一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

9.事業の休止及び廃止

事業の休止及び廃止【道路運送法第38条】

一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

運輸開始後の法的手続き事項

10.その他届出が必要な事項

届出【道路運送法施行規則第66条】

一般旅客自動車運送事業者（第三号に掲げる場合にあつては、相続人）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。

○届出が必要な事項

- ・ 事業の運輸を開始したとき
- ・ 譲渡譲受、合併若しくは分割を終了したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 休止事業を再開したとき
- ・ 行政庁から道路運送法に基づく命令を実施したとき
- ・ 休憩・仮眠施設の位置及び収容能力に変更があつたとき
- ・ 事業者の氏名、名称又は住所に変更があつたとき
- ・ 法人の役員・社員、定款、寄付行為に変更があつたとき

運輸開始後の法的手続き事項

11. 報告義務

事業報告書及び輸送実績報告書【旅客自動車運送事業等報告規則第2条】

旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長（以下「管轄地方運輸局長」という。）、運輸監理部長（以下「管轄運輸監理部長」という。）若しくは運輸支局長（以下「管轄運輸支局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期にそれぞれ一通提出しなければならない。

事故の報告【道路運送法第29条】

一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

○報告時期

- ・ 事業報告書 ⇒ 毎事業年度の経過後100日以内
- ・ 輸送実績報告書 ⇒ 毎年5月31日まで
- ・ 事故の報告 ⇒ 30日以内

貸切バス事業に係る主要手続き一覧

	項目	手続き	申請等先	提出期限等	備考
運賃・料金	変更	事前届出	運輸局長	実施予定日の30日前まで	実施前7日前の公示が必要
運送約款	変更	認可	運輸局長		同上
運行管理者	選任・解任	事後届出	支局長	15日以内	
整備管理者	選任・解任	事後届出	運輸局長	15日以内	
事業許可の更新		許可	運輸局長	許可期限ごとに公示に定める期間	
事業計画変更	営業区域の拡大・縮小	認可	運輸局長		
	営業所の新設、廃止、位置変更	認可	支局長		
	自動車車庫の位置及び収容能力の変更	認可	支局長		
	営業所毎に配置する事業用自動車の変更	事前届出	支局長	実施予定日の7日前までに	
	主たる事務所の名称及び位置の変更	事後届出	支局長	遅滞なく	
	営業所の名称の変更	事後届出	支局長	遅滞なく	
役員	役員の追加・変更等	事後届出	運輸局長	遅滞なく	
休憩仮眠施設	位置・規模の変更	事後届出	運輸局長	遅滞なく	
事業の廃止・休止		事前届出	運輸局長	30日前まで	実施前7日前の公示が必要
報告書	事業報告書	報告	運輸局長	毎事業年度終了後100日以内	
	輸送実績報告書	報告	運輸局長 支局長	毎年5月31日	
自動車事故	重大事故	速報	支局長	24時間以内	電話報告可
		報告	大臣	30日以内	

事業者が遵守すべき事項

1. 事業計画等に定める業務の確保【道路運送法第16条】

一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2. 禁止行為【道路運送法第20条】

一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

3. 公衆の利便を阻害する行為の禁止等【道路運送法第30条】

一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

3 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない

事業者が遵守すべき事項

4.名義の利用、事業の貸渡し等【道路運送法第33条】

一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。

- 2 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

5.負担金の徴収【道路運送法第43条の15】

一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、一般貸切旅客自動車運送適正化事業の実施に必要な経費に充てるため、第43条の2第1項の指定に係る区域内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者から、負担金を聴取することができる。

- 2 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、毎事業年度、前項の負担金の額及び徴収方法について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

- 3 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、前項の認可を受けたときは、当該一般貸切旅客自動車運送適正化機関の第43条の2第1項の指定に係る区域内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者に対しその認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

- 4 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、負担金を納付する義務を負う。

5～9 (略)

事業者が遵守すべき事項

6.その他（旅客自動車運送事業運輸規則に定める遵守事項等）

- ・ 旅客等に対する公平かつ懇切な取扱い（第2条第2項）
- ・ 従業員に対する職務遂行の指導（第2条第3項）
- ・ 苦情申出者に対する弁明義務（第3条第1項）
- ・ 苦情処理の記録、保存義務（第3条第2項）
- ・ 運賃・料金、運送約款の公示義務（第4条第1項）
- ・ 事業の休廃止の揭示義務（第7条第1項）
- ・ 営業区域の休廃止の揭示義務（第7条第2項）
- ・ 領収証の発行義務（第10条第1項）
- ・ 危険物等の輸送制限（第14条第2項）
- ・ 国土交通大臣告示による損害賠償責任保険（共済）締結義務（第19条の2）
- ・ 乗務員の休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務（第21条第2項、第3項）
- ・ 乗務員の健康状態の把握（疾病、疲労、飲酒等による乗務をさせない）義務（第21条第4項、5項）
- ・ 運行指示書の作成及び携行義務（第28条の2）
- ・ 乗務員への指導監督（第38条）
- ・ 車両の清潔保持義務（第44条）